

青森県報

第四千八百八十七号

平成二十八年
八月十七日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉課) 一
生活保護法による医療機関の指定.....	(同) 一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出.....	(同) 二
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出.....	(同) 二
生活保護法による施術者の指定.....	(同) 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出.....	(同) 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定.....	(同) 三
出先機関.....	(同) 三
土地改良区の役員の就任及び退任.....	(中南地域民局) 三
公営企業.....	(同) 三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....	(病院管理局) 四

告 示

示

青森県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
スーパードラッグアサヒ城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の一九	平成二八年 二六・四・三〇
ほりべ歯科クリニック	八戸市根城六丁目三の二二	"
社会医療法人博進会南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二	"
六郷小児科医院	八戸市小中野一丁目四の五二	二六・五・三
田辺胃腸科外科医院	五所川原市字旭町四〇の一	二六・六・三〇

青森県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
あまない歯科医院	弘前市大字神田一丁目八の三	平成二六・六・一
のだ眼科・血管内科クリニック	弘前市大字神田三丁目二の一	二六・七・一
メガ調剤薬局神田店	弘前市大字神田三丁目二の八	"
六郷小児科医院	八戸市小中野一丁目四の五二	二六・六・一

青森県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	年 月 日 更
変更前	岑産婦人科医院	十和田市穂並町一〇の二	平成 六・六・一五
変更後	しんくりニック産婦人科・皮ふ科		

青森県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	主たる事務所の所在地	事業所	年 月 日 更
変更前	有限会社聖	弘前市大字泉野五丁目六の七	訪問看護ステーション ほのか	平成 六・七・一
変更後		弘前市大字清原一丁目三の三 ニューハイツあゆみ一〇二号室	弘前市大字泉野五丁目六の七	

青森県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
中村 直美	八戸市大字尻内町字尻内河原五七 ラフィネ 一〇一	平成 六・七・一

青森県告示第五百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
スーパードラッグアサ ヒ城東北店	弘前市大字城東四丁目四の一九	平成 六・三・三
田辺胃腸科外科医院	五所川原市字旭町四〇の一	平成 六・六・三〇

青森県告示第五百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	指定年月日
中村 直美	八戸市大字尻内町字尻内河原五七 一〇一	平成二六・七一

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青女子堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年八月十七日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の 年 月 日
理事	大瀬 忠治	弘前市大字八代町六の四	平成二六・七三就任
"	小山内 正美	" 大字藤内町一の一	"

理事	赤川 公悦	大字小友字宇田野四二二の二	"
"	舘山 金一	大字青女子字桜苅三六七	"
監事	藤田 秀弘	大字町田二丁目一の五	"
"	成田 公博	" " 一〇八の六	"
"	赤川 光廣	" " 一一三の二	"
"	金沢 由国	大字小友字神原三四一の一	"
"	奈良 勝衛	" " 七一	"
"	田中 清榮	大字種市字熊谷一〇	"
"	花田 操	" " 三二七の二	"
"	古川 良三	" " 字桜苅三三三の一	"
"	神 修	大字青女子字桂川三五	"
"	齊藤 金則	大字大川字平岡六	"
"	村上 喜一	大字三世寺字色吉三二二の二	"
"	松山 良満	大字中崎字野脇二三	"
"	小山内 正美	大字藤内町一の一	"
理事	大瀬 忠治	大字八代町六の四	二六・七三退任
"	赤川 公悦	大字小友字宇田野四二二の二	"
監事	舘山 金一	大字青女子字桜苅三六七	"
"	藤田 秀弘	大字町田二丁目一の五	"
"	成田 公博	" " 一〇八の六	"
"	赤川 光廣	" " 一一三の二	"
"	金沢 由国	大字小友字神原三四一の一	"
"	奈良 勝衛	" " 七一	"
"	田中 清榮	大字種市字熊谷一〇	"
"	花田 敏英	" " 三三三二	"
"	中田 喜代光	" " 字桜苅一七七の七	"
"	神 修	大字青女子字桂川三五	"
"	齊藤 金則	大字大川字平岡六	"
"	村上 喜一	大字三世寺字色吉三二二の二	"
"	松山 良満	大字中崎字野脇二三	"

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
全身用X線CT装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年七月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社八甲メディカル
青森市自由ヶ丘二丁目二〇の四〇
- 六 契約金額
四千七百五十二万円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品に要求される性能が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格

の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十八年六月十五日

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭